

名古屋市教育委員会定例会

平成 28 年 6 月 3 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 承認第 2 号 教育委員会規則の改正に関する専決処分について
- 日程 2 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 日程 3 第 5 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程 4 第 6 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
- 日程 5 第 7 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 日程 6 第 8 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 日程 7 第 9 号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

出席者

杉 崎 正 美 教育長

梶 田 知 委 員

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

船 津 静 代 委 員

総務部長始め、事務局職員 19 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 2「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」から議事日程第 7「名古

屋市科学館協議会委員の委嘱について」の6件につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても、議事日程第2につきましては、議会に上程されるまでの間に限り非公開、議事日程第3から議事日程第7については非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認めまして、そのように取り扱わせていただきます。

それではまず、議事日程第1 承認第2号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(五味澤総務課長)

日程第1 承認第2号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」をご説明いたします。

平成28年熊本地震の発生に伴い、平成28年4月26日から5月19日まで避難所運営支援業務に従事する職員を現地に派遣いたしました。派遣職員の服務取扱については、平成28年4月26日に市長部局における派遣職員の勤務時間の割振り等を定める旨の総務局長通知を受け、教育委員会事務局においても同様の取扱いとするため教育委員会規則の改正の必要が生じました。

派遣職員の勤務時間の割振り等を規則に定めるにあたり、「職員の勤務時間及び休暇に関する条例」及び「職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則」の規定に基づき、人事委員会の承認を得る必要がありましたので、速やかに人事委員会に承認を申請し、平成28年5月13日に承認されました。

本件規則改正は、本来教育委員会で審議いただくべき事案でございましたが、すでに職員が派遣されていたため、人事委員会の承認後速やかに規則を施行する必要があり、かつ、教育委員会を招集する暇もなかったことから、平成28年5月16日、教育長が専決処分により決定したものでございます。

以下、規則改正の内容をご説明いたします。

この規則改正は、施設の開設準備や被災地支援従事などの臨時的事由が発生した場合において、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は別に教育長が定め、その者の休憩時間の時限はその者の所属長が定めることとする規定を加え、市長部局と同様に、今後人事委員会への申請を経ずに勤務時間の割振り等を定めることができるよう規定を整備するものでございます。

施行期日は、公布の日からとし、改正後の規定は平成 28 年 4 月 26 日から適用いたしました。

よろしくお願いたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、承認第 2 号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 2 は議会上程までの間、非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

日程第 3 から第 7 までは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 20 分終了

名古屋市教育委員会定例会

平成 28 年 6 月 3 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 承認第 2 号 教育委員会規則の改正に関する専決処分について
- 日程 2 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 日程 3 第 5 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程 4 第 6 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
- 日程 5 第 7 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 日程 6 第 8 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 日程 7 第 9 号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

出席者

杉 崎 正 美 教育長

梶 田 知 委 員

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

船 津 静 代 委 員

総務部長始め、事務局職員 19 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

次に、議事日程第 2 「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

日程第 2「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」をご説明いたします。

これは、桶狭間小学校について、桶狭間北西部土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、小学校の位置の表示を変更するため、当該条例の改正を行う必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の意見を求めるものです。

施行期日は、名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

今度の 6 月議会に上程するというところでよろしかったでしょうか。

(五味澤総務課長)

そのとおりでございます。

(杉崎教育長)

特にご意見もないようですので、「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 3 から第 7 までは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 20 分終了